



山形県公報

平成17年3月11日(金)
第1625号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 訓 令

山形県公印規程の一部を改正する訓令.....(総務課)...219

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(最上総合支庁福祉課)...221  
 争議行為を行う旨の通知.....(雇用労政課)...同  
 国土調査の成果の認証.....(農村計画課)...223  
 同.....(同)...同  
 同.....(同)...224  
 基本測量の終了の通知.....(同)...同  
 同.....(同)...同  
 都市計画事業の変更の認可.....(都市計画課)...同  
 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧.....(同)...225  
 電線共同溝を整備すべき道路の指定.....(交通基盤課)...同  
 県道の供用の開始.....(村山総合支庁建設総務課)...同  
 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)...226  
 同.....(同)...同  
 県道の供用の開始.....(同)...同  
 道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)...同  
 同.....(同)...227  
 一般国道の供用の開始.....(同)...同  
 県道の供用の開始.....(同)...同

### 公 告

技能検定員審査及び教習指導員審査の実施.....(公安委員会)...228

### 正 誤

## 訓 令

山形県訓令第1号

庁 中  
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程(昭和35年4月県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「公印印刷承認申請書」を「公印影印刷承認申請書」に改め、「を経由して知事」を削り、同

項に後段として次のように加える。

この場合において、当該承認に係る印影の印刷が反復継続して印影の印刷を行うものであるときは、総務課長は、当該印影の印刷を公印印影印刷登録簿に登録するものとする。

第8条第2項及び第3項中「総務課長」を「管理者」に改め、同条第4項中「保管し、公印印刷物受払台帳（別記様式第5号）により、常にその受払及び使用の状況を明らかにしておかなければ」を「保管するとともに、公印印刷物を不正に使用されないことがないよう適正な管理を行わなければならない」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 電子計算機に記録した公印の印影の印刷に係る第1項の承認を受けた者は、関係職員以外は当該電子計算機を操作できないようにする措置を講ずる等、当該印影を不正に使用されないことがないよう適正な管理を行わなければならない。

第8条に次の2項を加える。

7 第1項後段の登録に係る印影の印刷の承認を受けた者は、当該印影の印刷の内容を変更する必要があるとき又は当該印影の印刷を行わなくなるときは、公印印影印刷変更（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を総務課長に提出し、その承認を受けなければならない。

8 総務課長は、前項の承認をしたときは、当該承認に係る第1項後段の登録を変更し、又は抹消するものとする。第10条中「別記様式第7号」を「別記様式第6号」に改める。

別記様式第4号及び別記様式第5号を次のように改める。

様式第4号

第 号  
年 月 日

総務部総務課長 殿

職 氏 名 印

公印印影印刷承認申請書

下記のとおり公印の印影を印刷したいので、山形県公印規程第8条第1項の規定により申請します。

記

|    |                 |                                    |
|----|-----------------|------------------------------------|
| 1  | 公 印 の 種 類       | 1 庁印 2 職印                          |
| 2  | 公 印 の 名 称       |                                    |
| 3  | 印 影 の 寸 法       |                                    |
| 4  | 管 理 者 の 職       |                                    |
| 5  | 印 刷 物 の 種 類     |                                    |
| 6  | 印 刷 物 の 用 途     |                                    |
| 7  | 印影の印刷を必要とする理由   |                                    |
| 8  | 印 影 の 印 刷 の 種 類 | 1 公印の印影の印刷<br>2 電子計算機に記録した公印の印影の印刷 |
| 9  | 印影の印刷の反復継続性     | 1 今回のみ印刷するもの<br>2 反復継続して印刷するもの     |
| 10 | 印 刷 物 の 枚 数     |                                    |

備考 1 1、8及び9の各欄は、該当するものの番号を で囲むこと。

- 2 印影の印刷をする様式等の見本を1部添付すること。
- 3 10の欄は、反復継続して印刷をするもの場合には、年度あたりの印刷予定枚数を記入すること。

様式第5号

第 号  
年 月 日

総務部総務課長 殿

職 氏 名 印

## 公印印影印刷変更（廃止）承認申請書

公印の印影の印刷の登録を受けたものについて、次のとおり変更（廃止）したいので、山形県公印規程第8条第7項の規定により申請します。

## 記

|   |            |                                    |
|---|------------|------------------------------------|
| 1 | 登録の日及び登録番号 |                                    |
| 2 | 印影の印刷の種類   | 1 公印の印影の印刷<br>2 電子計算機に記録した公印の印影の印刷 |
| 3 | 変更（廃止）の理由  |                                    |
| 4 | 変更の内容      |                                    |

- 備考 1 2の欄は、該当するものの番号を で囲むこと。  
2 様式、印影等の変更の場合は、その見本を1部添付すること。

別記様式第6号を削り、別記様式第7号を別記様式第6号とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

山形県告示第190号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地      | 事業所の名称及び所在地      | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日     |
|--------------------------|------------------|-----------|-----------|
| 菅睦建設株式会社<br>鶴岡市大字中楯127番地 | 七福<br>新庄市堀端町8-14 | 通 所 介 護   | 平成17.2.28 |

山形県告示第191号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長今井敏彦から、争議行為を行うことについて、平成17年3月2日次のとおり通知があった。

平成17年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 事 件

賃金引上げ等の要求に関する件

## 2 期 間

平成17年3月16日以降事件解決の日まで

## 3 場 所

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

庄内医療生活協同組合

訪問看護ステーションきずな

同日枝海老島159番1号

庄内医療生活協同組合

協立歯科クリニック

同

庄内医療生活協同組合

協立リハビリテーション病院

東田川郡櫛引町大字上山添字神明前38番地

庄内医療生活協同組合

協立大山診療所

鶴岡市大山二丁目26番3号

庄内医療生活協同組合

協立三川診療所

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9

庄内医療生活協同組合

総合介護センターふたば

鶴岡市双葉町13番45号

庄内医療生活協同組合

協立病院附属クリニック

同 文園町11番3号

医療法人健友会

本間病院

酒田市中町三丁目5番23号

医療法人健友会

老健施設ひだまり

同

医療法人健友会

のぞみ診療所

同 中町三丁目3番18号

医療法人健友会

訪問看護ステーションかがやき

同

医療法人健友会

在宅介護支援センター

同

医療法人健友会

ヘルパーステーション

同

医療法人山容会

山容病院

同 高砂二丁目1番64号

社会福祉法人恩賜財団済生会

山形済生病院

山形市沖町79番1号

医療法人社団小白川至誠堂病院

小白川至誠堂病院

同 東原町一丁目12番26号

医療法人社団松柏会

至誠堂総合病院

同 桜町7番44号

医療法人社団松柏会

至誠堂総合病院附属中山診療所

東村山郡中山町大字長崎3034番地

医療法人社団松柏会

至誠堂老人訪問看護ステーション

山形市桜町4番10号

医療法人社団松柏会

桜町わかばクリニック

同

医療法人社団松柏会

至誠堂ヘルパーステーション

同

医療法人社団松柏会

|                             |   |                 |
|-----------------------------|---|-----------------|
| 至誠堂とかみクリニック                 | 同 | 富神前48番5号        |
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院         | 同 | 桜町2番68号         |
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院         | 同 | 長町二丁目10番56号     |
| 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院       |   | 天童市鎌田一丁目6番46号   |
| 医療法人二本松会<br>山形病院            |   | 山形市桜町2番75号      |
| 医療法人二本松会<br>上山病院            |   | 上山市金谷字下河原1370番地 |
| 医療法人二本松会<br>心療内科ネルフェンクリニック  |   | 山形市城南町三丁目6番24号  |
| 医療法人二本松会<br>精神障害者地域生活支援センター | 同 | 城南町二丁目1番41号     |

## 4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為とこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

## 山形県告示第192号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成17年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
尾花沢市
- 2 調査を行った期間  
平成13年5月22日から平成16年3月22日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
尾花沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字延沢の一部
- 5 認証年月日  
平成17年3月3日

## 山形県告示第193号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成17年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
西川町
- 2 調査を行った期間  
平成15年5月9日から平成17年1月25日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
西川町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字海味の一部
- 5 認証年月日  
平成17年3月3日

## 山形県告示第194号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成17年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
大石田町
- 2 調査を行った期間  
平成13年5月22日から平成16年3月25日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
大石田町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字田沢の一部
- 5 認証年月日  
平成17年3月3日

## 山形県告示第195号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成17年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 基本測量を実施した地域  
山形市
- 2 基本測量を実施した期間  
平成16年8月5日から平成17年2月18日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

## 山形県告示第196号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成17年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 基本測量を実施した地域  
南陽市、最上郡戸沢村、東置賜郡高畠町、東田川郡立川町及び飽海郡松山町
- 2 基本測量を実施した期間  
平成16年5月10日から平成17年2月18日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

## 山形県告示第197号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成17年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称  
米沢市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 米沢都市計画下水道事業  
(2) 名称 米沢公共下水道
- 3 変更内容

## (1) 収用の部分

昭和50年2月県告示第165号、昭和51年3月県告示第309号、昭和57年10月県告示第1658号、昭和59年8月県告示第1077号、昭和63年5月県告示第677号、平成2年8月県告示第1123号、平成4年8月県告示第999号、平成6年11月県告示第1264号、平成9年1月県告示第58号、平成11年2月県告示第129号及び平成12年7月県告示第619号の事業地のうち米沢市中田町字大浦一、字大浦二、字大浦三、字中川窪三、字館ノ内、字前川原一、字三角一、字三角二、字浮面及び字川原五を削り、米沢市中田町字若宮及び字北川原一地内を変更する。

## (2) 使用の部分

米沢市中田町字大浦一、字大浦二、字大浦三、字中川窪三、字館ノ内、字前川原一、字三角一、字三角二、字浮面、字川原五、字若宮及び字北川原一地内を加える。

## 4 事業施行期間

昭和50年2月5日から平成23年3月31日

## 山形県告示第198号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成17年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 山形広域都市計画地区計画
- (2) 名称 天童ひがしはら地区地区計画

## 2 縦覧の場所

土木部都市計画課

## 山形県告示第199号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分の部分を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、土木部交通基盤課において平成17年3月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成17年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 新庄停車場線

3 指定した道路の部分の区間 新庄市沖の町1番から  
同 大町64番3まで

## 4 指定年月日 平成17年3月11日

## 山形県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年3月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成17年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 路線名 山形山辺線

2 供用開始の区間 山形市大字滝平字一枚田1170番から  
同 上まで

## 3 供用開始の期日 平成17年3月11日

## 山形県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年3月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成17年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                              | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長          |
|--------------------------------|---|------|------------------|-------------|
| 長井市時庭字豊田1917番1から<br>同 1914番4まで |   | 旧    | 15.0メートル<br>13.5 | メートル<br>104 |
| 同                              | 上 | 新    | 15.8メートル<br>14.4 | 同上          |

## 山形県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年3月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成17年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                          | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延長          |
|--------------------------------------------|---|------|-----------------|-------------|
| 西置賜郡白鷹町大字鮎貝字中丸三2235番27から<br>同 字山下二2232番2まで |   | 旧    | 8.2メートル<br>16.0 | メートル<br>137 |
| 同                                          | 上 | 新    | 8.2メートル<br>10.5 | 同上          |

## 山形県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年3月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成17年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 長井大江線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字鮎貝字中丸三2235番27から  
同 字山下二2232番2まで
- 3 供用開始の期日 平成17年3月11日

## 山形県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年3月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成17年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 345号  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                       | 間     | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長          |
|-------------------------|-------|------|-----------------------|-------------|
| 飽海郡遊佐町大字吉出字横道4番3から<br>同 | 44番まで | 旧    | 11.8メートル<br>と<br>8.8  | メートル<br>288 |
| 同                       | 上     | 新    | 11.8メートル<br>と<br>10.0 | 同上          |

## 山形県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年3月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成17年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 家根合新堀線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                           | 間       | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長         |
|-----------------------------|---------|------|----------------------|------------|
| 東田川郡余目町大字家根合字北裏107番2から<br>同 | 107番1まで | 旧    | 11.5メートル<br>と<br>9.5 | メートル<br>25 |
| 同                           | 上       | 新    | 12.4メートル<br>と<br>9.5 | 同上         |

## 山形県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年3月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成17年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 345号  
2 供用開始の区間 飽海郡遊佐町大字吉出字横道4番3から  
同 44番まで  
3 供用開始の期日 平成17年3月11日

## 山形県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年3月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成17年3月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 家根合新堀線  
2 供用開始の区間 東田川郡余目町大字家根合字北裏107番2から  
同 107番1まで  
3 供用開始の期日 平成17年3月11日

## 公 告

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び同法第99条の3第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成17年3月11日

山形県公安委員会  
委員長 吉 田 美 智 子

### 1 審査の種類

#### (1) 技能検定員審査

- ア 技能検定員審査(大型)
- イ 技能検定員審査(普通)
- ウ 技能検定員審査(大特)
- エ 技能検定員審査(大白二)
- オ 技能検定員審査(普自二)
- カ 技能検定員審査(牽引)
- キ 技能検定員審査(大型二種)
- ク 技能検定員審査(普通二種)

#### (2) 教習指導員審査

- ア 教習指導員審査(大型)
- イ 教習指導員審査(普通)
- ウ 教習指導員審査(大特)
- エ 教習指導員審査(大白二)
- オ 教習指導員審査(普自二)
- カ 教習指導員審査(牽引)
- キ 教習指導員審査(大型二種)
- ク 教習指導員審査(普通二種)

### 2 審査の期日及び場所

#### (1) 期 日

平成17年4月18日(月)から同月22日(金)までの日の午前8時30分から午後5時まで

#### (2) 場 所

天童市大字高嶺字立谷川原北3400番地 山形県警察本部交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)

### 3 審査の申請手続

#### (1) 申請手続

審査を受けようとする者は、審査申請書に山形県指定自動車教習所規程(昭和53年6月県公安委員会告示第15号)第5条に規定する書類を添えて、運転免許課に提出すること。

#### (2) 申請の受付期間及び受付時間

平成17年3月25日(金)から同年4月5日(火)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

### 4 審査手数料

審査手数料は、山形県手数料条例(平成12年3月県条例第8号)第2条第2項第8号及び第10号に規定する額とする。

### 5 その他

詳細については、運転免許課(電話023-655-2050)に問い合わせること。

## 正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号  | ページ | 行     | 誤               | 正                  |
|-------------|-------------|-----|-------|-----------------|--------------------|
| 平成16. 3. 16 | 第1525号      | 317 | 下から 3 | 長井市今泉字山田1842番 2 | 長井市今泉字山田1824番 2    |
| 平成17. 1. 28 | 第1614号      | 78  | 2     | 公布日             | 公布の日               |
| 同           | 3. 4 第1623号 | 182 | 29    | (以下「法」という。)     | (以下この項において「法」という。) |
| 同           | 同           | 同   | 31    | 届出に関する事         | 届出の受理に関する事         |

平成17年3月11日印刷  
平成17年3月11日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056